

## 道路特定財源制度の堅持に関する意見書

道路は、最も重要な生活関連社会資本として、住民の日常生活や経済・社会活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するために、優先的に整備されるべきものである。

特に本市においては、地形的な条件から自動車交通への依存度が高い。

また、危険箇所や規制区間がまだまだ残っていることから、道路整備に対する市民の要望も強い。

さらに、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道の高規格幹線道路を基軸として一般国道、県道及び市道等との道路ネットワーク整備が最も重要な課題となっている。

こうした中、道路特定財源について一般財源化する動きが見られるが、道路整備を緊急かつ計画的に行うためには、道路特定財源の確保は必要不可欠であり、一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すべきである。

国におかれては、道路特定財源制度を堅持するとともに、遅れている地方の道路整備に積極的に充当されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月21日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 殿

財務大臣

国土交通大臣

経済財政担当大臣

地元選出国會議員